平成２２年（フ）第２２７号
横浜市神奈川区新町10―６　レジデンスＢＭＬ横浜205、住民票上の住所横浜市南区井土ケ谷下町19番地８
債務者　金野　照正
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１号
神奈川県相模原市大島547番地１　カサ・ベルデ202
債務者　野中　和哉
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５３号
岡山市北区平田119番地105　プロニティ・ワン101号
債務者　河村　　忠
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８２号
岡山市南区浦安本町74―５、住民票上の住所岡山市南区浜野４丁目15番29―306号
債務者　磯部由貴美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１２号
神奈川県藤沢市藤沢１丁目３番８号　伊藤ハイツ10―Ｅ号佐藤方
債務者　高澤　民江
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９７号
静岡市清水区三保317番地の１
債務者　清水　信克
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４３５号
埼玉県熊谷市玉井南２丁目107
債務者　笠井　　寛
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１号
東京都八王子市中野山王３丁目15番14―204号都営中野団地
債務者　田中　　伸
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１５号
東京都調布市多摩川５丁目５番地５メイプルヒルⅣ201
債務者　小林　麻美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２１７号
東京都立川市富士見町６丁目48番31号第一ハイツ立川605号
債務者　榎本一二三
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７号
栃木県大田原市美原１丁目９番342号　市営西原団地342号
債務者　小林　昌子（旧姓星）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１５０号
東京都狛江市岩戸北２丁目13番12号ドルフ壱番館104
債務者　清水　睦代
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５７号
東京都八王子市石川町1920番地石川団地７―605
債務者　鈴木　幸一
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３７７号
千葉県佐倉市西志津１丁目11―８―210
債務者　高安加代子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３７８号
東京都杉並区高円寺南３丁目37―14
債務者　小嶋　史佳
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３３７９号
埼玉県和光市下新倉４丁目26―68―101
債務者　小林　友太
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前11時
東京地方裁判所民事第20部